

2024年論文グレードアップ答練
租税法 第7回
訂正のご案内

平素はLEC公認会計士講座をご利用頂き、誠に有難うございます。

2024年論文グレードアップ答練(EA/B24218)「租税法」第7回に、訂正事項がございましたので、お知らせ致します。

教材作成上の不備により訂正事項が生じたことを、心よりお詫び申し上げます。今後改善に努めてまいりますので受講生の皆様におかれましては、何卒ご了承頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

論文グレードアップ答練 租税法 第7回解答解説 (EU24184)

P2/40 問題2 ←6/5 追加

【誤】

③	×	A社は、配当等をみなされる額につき、所得税の源泉徴収を行い、徴収月の翌月10日までに国に納める義務がある (所得税法181条1項)。
---	---	--

【正】

③	×	A社は、配当等をみなされる額につき、所得税の源泉徴収を行い、徴収月の翌月10日までに国に納める義務がある (所得税法212条3項)。
---	---	--

P9/40 問題2 ←6/5 追加

【誤】

③	配当等に係る所得税の源泉徴収 (所得税)	B	×	配当等につき源泉徴収を行い、翌月10日までに納付する 所法181① 源泉徴収義務
---	----------------------	---	---	---

【正】

③	配当等に係る所得税の源泉徴収 (所得税)	B	×	配当等につき源泉徴収を行い、翌月10日までに納付する 所法212③ 源泉徴収義務
---	----------------------	---	---	---

【誤】

論点	正誤	正しい税務処理	条文
B社がA社の公開買付けに応じたことにより、A社に何ら所得税法上の義務が生じることはない。	×	<p>配当等の支払いの際に、所得税の源泉徴収を行い、徴収月の翌月10日までに国に納付しなければならない。</p> <p>(源泉徴収義務)</p> <p><u>居住者に対し国内において第23条第1項(利子所得)に規定する利子等(以下この章において「利子等」という。)又は第24条第1項(配当所得)に規定する配当等(以下この章において「配当等」という。)の支払をする者は、その支払の際、その利子等又は配当等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。</u></p>	<p>所法181① …◎</p>

【正】

論点	正誤	正しい税務処理	条文
B社がA社の公開買付けに応じたことにより、A社に何ら所得税法上の義務が生じることはない。	×	<p>配当等の支払いの際に、所得税の源泉徴収を行い、徴収月の翌月10日までに国に納付しなければならない。</p> <p>(源泉徴収義務)</p> <p><u>内国法人に対し国内において第174条各号(内国法人に係る所得税の課税標準)に掲げる利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金(これらのうち第176条第1項若しくは第2項(信託財産に係る利子等の課税の特例)又は第177条(完全子法人株式等に係る配当等の課税の特例)の規定に該当するものを除く。)の支払をする者は、その支払の際、当該利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。</u></p>	<p>所法212③ …◎</p>

P28/40 11. 試験研究費 計算過程 (2)③

【誤】③ 税額基準額 $371,200,000 \times 25\% = 92,800,000$

【正】③ 税額基準額 $371,200,000 \times (25\% + 3.75\%*) = 106,720,000$

※ 加算特例

$$(①イ - 4\%) \times 0.625 = 3.75\% \leq 5\% \therefore 3.75\%$$

※なお、上記訂正は、点数に影響はございません。